

環境保全型農業実証事業支援業務に関する受託候補者 応募要領

近年の地球環境問題や SDGs への関心の高まりなどから、地球温暖化対策等に資する環境に配慮した農業（以下、「環境保全型農業」という。）へ期待が寄せられています。今後、環境に対する意識が更に高まり、消費傾向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行する中、京都市の農業の持続可能性を確保するためには、環境保全型農業を推進する必要があります。本市では、令和 3 年度に「京都市環境保全型農業実証事業補助金（以下、「補助金」という。）」を創設し、環境保全型農業を実践する際の収量減少や労力増加等の課題解決を図り、効果的な環境保全型農業の普及啓発を行うこととしています。補助金の効果を最大限発揮するため、令和 3 年度に採択された実証事業者への取組拡充支援、成果報告等を行う受託候補者を下記のとおり募集します。

記

1 委託業務

環境保全型農業実証事業支援業務

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

金 2, 0 0 0, 0 0 0 円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 応募資格

以下の条件を全て満たしている者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく、競争入札参加停止処分を受けていないこと。
- (2) 審議会等（官民間問わず。特定のテーマについての議論等を行い、一定の方針を定めるために構成される会議体等を指す。）の企画・運営の実績がある事業者で、かつ実績がある担当者を従事させることができること。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式１） １部
- イ 提案書（様式２） ６部
- ウ 業務実績一覧（様式３） １部
- エ 見積書（消費税は内書きで記載） １部
- オ 会社概要（団体の概要，活動内容，活動実績などが分かる資料） １部
- カ 応募資格を満たすことを証明する書類※
 - （ア）登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
 - （イ）印鑑証明書
 - （ウ）納税証明書（国税及び地方税）
 - （エ）使用印鑑届
 - （オ）誓約書（様式４）※押印不要

※（ア）～（エ）はコピー不可

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿未登録者のみ提出

(2) 受付期間

- ア 令和４年４月１４日（木）から同年４月２８日（木）までの平日午前９時から午後５時までとする。
- イ 受付期間の終了後においては，提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記１０の担当まで持参又は郵送により提出すること。

ただし，提出期限は，持参の場合，令和４年４月２８日（木）午後５時までとし，郵送の場合，当日の消印有効とする。

(4) その他

- ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- イ 選定された提案は，京都市との協議により，修正又は変更を行う場合がある。

6 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は，失格とする。
- (2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 京都市の職員で構成する「環境保全型農業実証事業支援業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において，応募者から提出された提案書及び見積書について，「環境保全型農業実証事業支援業務に関する受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し，審査及び選定を行う。なお，応募者が１社のみであっても，プロポーザルが成立することとするが，その場合，評価点の合計が６０点

以上であることを選定の条件とする。

- (4) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名並びに契約予定金額（見積書に記載された金額）、評価点及び受託候補者の選定理由などを含めて、選定結果を京都市のホームページで公表する。なお、選定手続が完了する前は、応募者数や応募者名など選定に係る情報について公表しない。

7 委託契約の締結

- (1) 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

- (2) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続きを行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。

8 質問

応募方法や委託業務の仕様内容等について質問がある場合は、質問書（任意様式）を持参又は電子メール若しくはFAXにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。ただし、本市が軽微な質問と判断した場合についてはこの限りでない。なお、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

- (1) 提出先

下記10の担当まで

- (2) 提出期間

令和4年4月14日（木）から同年4月21日（木）までの平日午前9時から午後5時までとする。

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年4月25日（月）午後5時までに京都市情報館（入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のページ）に公開することによって行う。

- (4) その他

本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「4応募資格」を満たしている者とする。

9 注意事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 失格となる応募申請書及び提案書

応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- ア 提出期限，提出先，提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は，応募者の負担とする。
- イ 提出された提案書は，受託候補者の選定以外には，応募者に無断で使用しない。
ただし，提案の内容については，今後の参考にすることがある。
- ウ 提出された書類は，受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。
- エ 本事業を通じて，著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合，その権利は全て本市に帰属するものとする。

10 担当

〒604－8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課（担当：田中，杉本）

TEL 075－222－3351

FAX 075－221－1253

E-mail norinkikaku@city.kyoto.lg.jp